



合法木材の利用拡大に向けて

平成28年2月
林野庁

合法木材とは？



「違法に伐採された木材は使用しない」という、我が国の基本的考え方に基づいた、我が国の違法伐採対策

林野庁が定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」で示した方法に沿って、伐採時の合法性が証明された木材(国産材、輸入木材問わず)

G法基本方針では、紙類、文具類、オフィス家具、ベッドフレーム、建設資材で木製のものは、合法性が判断の基準。さらに、H27年2月から合板型枠を新たに追加

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のための ガイドライン(平成18年 林野庁策定)



1. 森林認証とCoC認証を活用した証明方法（FSC、PEFC等）
2. 業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定による証明方法（26年度末で11,980事業者が参加）
3. 個別企業による自主的な証明方法（製紙業界等）



供給体制は概ね整備(全国で供給可能)

→ **仕様書等に記載することで調達は十分可能**

木材を原材料として使用した製品の例(これまでの品目)



備品及び消耗品の調達の際には、合法木材、間伐材等の木材を使用した製品を！



(会議机)



(いす)



(書棚)



(コピー用紙)



(フラットファイル)



(チューブファイル)



(業務用茶封筒、はがき、名刺など)

27年2月に追加となった「合板型枠」



表



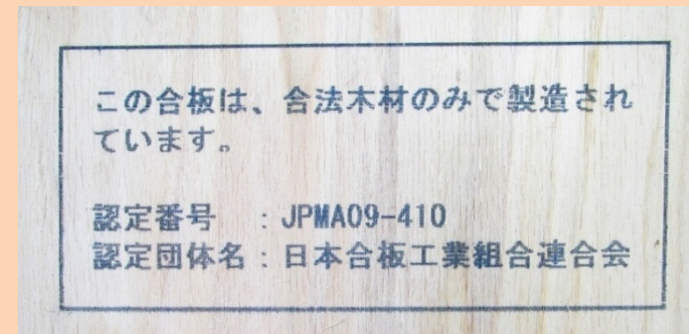
裏



土木工事における施工例



合法性等が板面表示された合板型枠の使用が求められるようになります！



< 板面表示の例 >

板面表示された合板型枠の供給体制は概ね整備

→ **仕様書等に記載することで調達は十分可能**

国産合板型枠は全て板面表示対応済み。生産量は増加(H26 33千³ H27 46千³ (1月末時点))
輸入合板型枠のうち8~9割は板面表示対応済み(日本木材輸入協会からの聞き取り)

合法木材の利用拡大に向けて



グリーン購入法の
着実な取組により
国内外の森林の
整備・保全に貢献

公共建築物等木
材利用促進法の
着実な取組により、
合法木材による木
造化・木質化を
推進

違法伐採材を
排除することは、
行政の説明責任
や企業のCSR等
の観点からも必要



鉄筋コンクリート建築等の非木造施設整備に必要不可欠な合板型枠についても、積極的な合法木材の調達をお願いします！